

警報解除基準の考え方について

【具体的な検討事項】

火山灰の警報等について、解除基準の方向性を検討する。

火山灰の警報等の解除に関するご意見

- 警報化する以上は解除の方向性も決める必要がある。
- 解除のタイミングについては、「一定期間」降灰がない場合に解除するのが現実的だと思うが、「一定期間」の判断のためどうなつたら解除するかについて参考情報をもらえるとありがたい。
- 数cmの降灰があれば除灰には年単位の時間がかかると言われているので、解除基準で除灰を考慮することは難しいのではないか。緊急的に降灰があるかに情報としての意味があるなら累積で議論する意味もないのではないか。

第2回検討会で示した火山灰の警報等の解除基準案とその課題

(案1) 発表基準を下回った場合に解除する。

(課題) 除灰がされない限り解除ができない。

(案2) 居住地域に影響を及ぼすような噴火の可能性が低くなった場合（例えば噴火警戒レベルを3以下に引き下げた場合）に解除する。

(課題) 火山活動の状況によっては、数年以上の期間を要する場合がある。

(案3) 噴火が完全に収まっていないとも、広域降灰を伴う状況は過ぎ、「一定期間」降灰がない場合に解除する。再度降灰が発生した場合は、これまでの累積降灰量をリセットし、その後の降灰量のみで警報等を発表する。（小規模な噴火では、噴火が收まり「一定期間」経過した場合に解除する）

(課題) 「一定期間」をどの程度とするか、噴火の規模や形態に応じて決める必要がある。

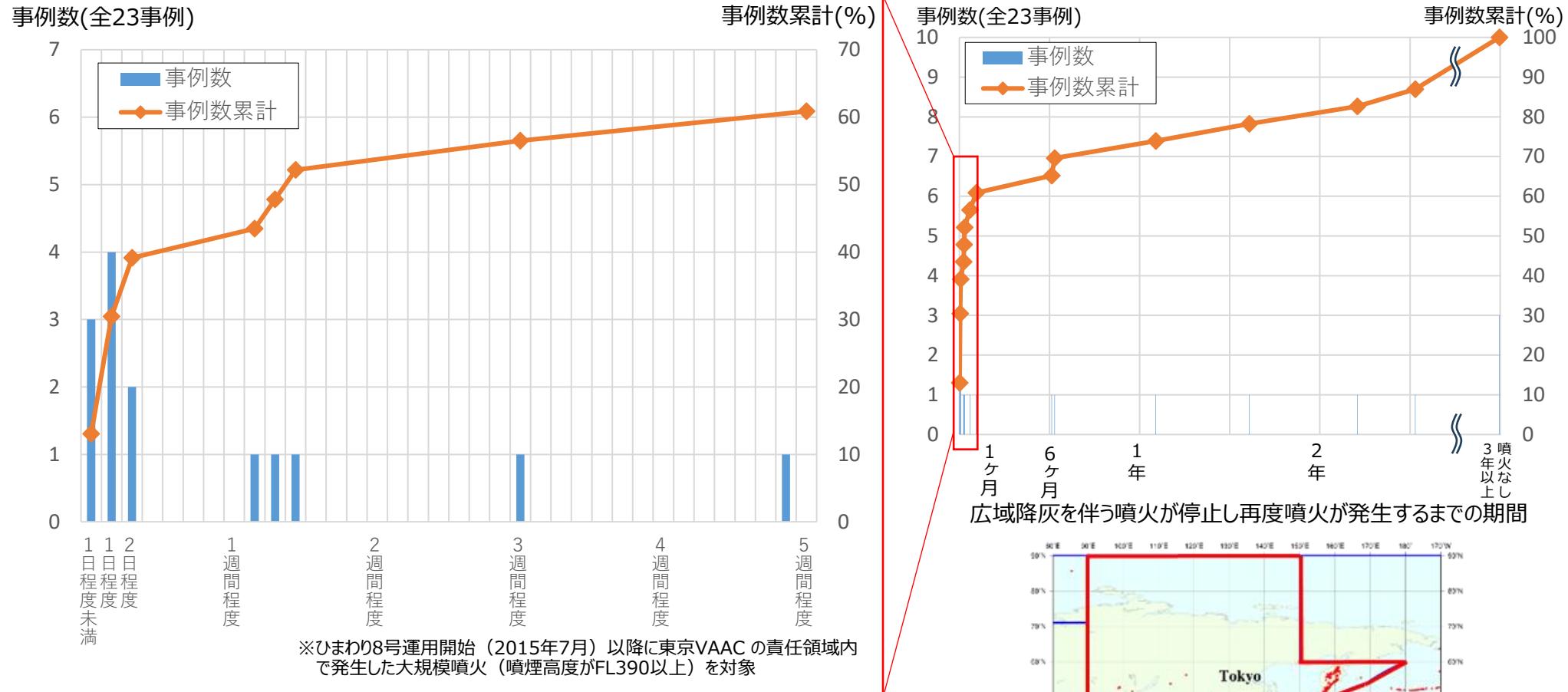
※本検討会では警報等を新設した場合の発表や解除の基準の基本的な方針を決めることとする。なお、必要に応じて火山毎に地元自治体と気象庁で協議の上で設定する場合もあり得る。

(発表基準)

	降灰注意報	降灰警報	一段強い呼びかけ
累積降灰量※ ※観測ができていない場合は気象庁において推定する	0.1mm以上 (鉄道が運行停止)	3cm以上 (降雨時に二輪駆動車が通行不能)	30cm以上 (降雨時に木造家屋が倒壊)

火山灰の警報等の解除基準（案3）「一定期間」のイメージ

広域降灰を伴う噴火が停止し再度噴火が発生するまでの期間（一定時間噴火していない期間）は、過去事例によれば以下のとおり。



- 噴火が完全に収まっていなくとも、広域降灰を伴う状況は過ぎ、「一定期間」降灰がない場合に解除する案3が適当ではないか。
- 過去事例に基づき、解除タイミングである「一定期間」を設定することは可能と考えられる。

